保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第６号（第59条関係） （日本産業規格Ａ４） 年度中〔年　月　日から／年　月　日まで〕中間業務報告書 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 会社名 代表取締役　氏　名　　印 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第７　略］ （記載上の注意） ［１～７　略］ 第１ 年度中〔年　月　日から／年　月　日まで〕中間事業報告書 ［１～４　略］ ５　重要な親会社及び子会社等の状況 ［イ・ロ　略］ （記載上の注意） ［１・２　略］ ３　前期末に別紙様式第７号を作成して提出した保険会社にあっては、上記ロの項目について、当中間会計期間中に異動があった子会社等のみを記載することができる。この場合には、異動事項、異動事由その他参考となるべき事項を「その他」欄に記載すること。 ［６～９　略］ ［第２～第７　略］	**別紙様式第６号**（第59条関係） （日本産業規格Ａ４） 年度中〔年　月　日から／年　月　日まで〕中間業務報告書 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 会社名 代表取締役　氏　名　　印 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第７　同左］ （記載上の注意） ［１～７　同左］ 第１ 年度中〔年　月　日から／年　月　日まで〕中間事業報告書 ［１～４　同左］ ５　重要な親会社及び子会社等の状況 ［イ・ロ　同左］ （記載上の注意） ［１・２　同左］ ［項を加える。］ ［６～９　同左］ ［第２～第７　同左］
別紙様式第６号の２（第59条関係） （日本産業規格Ａ４） 年度中〔年　月　日から／年　月　日まで〕中間業務報告書 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 会社名 代表取締役　氏　名　　印	**別紙様式第６号の２**（第59条関係） （日本産業規格Ａ４） 年度中〔年　月　日から／年　月　日まで〕中間業務報告書 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 会社名 代表取締役　氏　名　　印